通所介護重要事項説明書

＜令和　６年　４月　１日　現在　＞

１．当サービス事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話　　０７３８－３５－２５０５　（午前８：３０～午後５：３０）

担当　　ゆら博愛園デイサービスセンター

２．通所介護の概要

①　提供できるサービスの種類と地域

名称	ゆら博愛園デイサービスセンター
所在地	日高郡由良町吹井９１０－１
介護保険指定番号	３０７２１００４１９（介護）
通常サービスを提供する対象地域	由良町、御坊市、日高町、美浜町、広川町にお住まいの方

※　上記地域以外の方でもご希望の方はご相談下さい。

②　当事業所の職員体制　（常勤、非常勤, 兼務を含む）

管理者	１名
生活相談員	３名（２名兼務）
看護職員	２名（２名兼務）
機能訓練指導員	４名（３名兼務）
介護職員	８名（２名兼務）

③　当事業所の設備の概要

定　員	４０名	静養室	１室　２床
食堂及び機能訓練室	１室	介護相談室	１室
浴　室	一般浴槽・特殊浴槽があります	送迎車	１１台

④　営業時間

月曜日～土曜日	午前８：３０～午後５：３０
日曜日	定休日

その他年間の休日　　１月１日～１月３日

３． サービス内容

① 送迎

② 食事

③ 入浴

④ 機能訓練

⑤ 生活相談

⑥ レクリエーション

⑦ 個別機能訓練サービス

⑧ 口腔機能向上サービス

４． 料金

① 利用料金

契約書別紙に記載しています。

② 支払方法

毎月初めに、前月分の請求をいたしますので、１５日以内にお支払い下さい。
お支払い頂きますと、領収証を発行します。
お支払方法は、金融機関振込み、預金口座引き落とし若しくは現金集金とさせていただきます。ご契約の際に選んでいただけます。

５． サービスの利用方法

（１）サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込み下さい。当施設職員がお伺いいたします。
利用の意向などを踏まえ、介護支援専門員による居宅サービス計画の作成により、通所介護計画を作成するとともに、契約を結び、サービスの提供を開始します。

※ サービスの申し込み前に、居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談下さい。

（２）サービスの終了

① 利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の７日前までに文書でお申し出ください。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により､サービスの提供を終了させていただく場合がございます｡その場合は､終了１ヶ月前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

・ 利用者が介護保険施設に入所した場合
・ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が非該当（自立）、要支援１又は要支援２と認定された場合
・ 利用者がお亡くなりになった場合

④ その他

・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者ご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業者が破産した場合､利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

・利用者が、サービス利用料金の支払いを３ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず支払っていただけない場合､利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返された場合､利用者が入院もしくは病気等により､３ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合､または利用者やご家族などが当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は文書で通知することにより､即座に契約を終了させていただく場合がございます。

６．　当事業所の通所介護の留意事項

・体調確認(送迎時)　送迎時ご自宅にて健康状態の確認をいたします。また、送迎時の健康状態急変時は病院まで送迎いたします。

・体調不良等による中止・変更　健康上の理由により契約書別紙の通りサービスの中止変更もございます。

・食事のキャンセル　食事をキャンセルされた場合は、食材料費はいただきません。

７．　緊急時の対応方法

・サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより主治医、親族、居宅支援事業所等へ連絡いたします。

８．　事故発生時の対応

・利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合、速やかに、市町村、利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

９．　提供するサービスの第三者評価の実施状況

未実施

１０．　サービス内容に関する苦情

当事業所の通所介護ご利用者相談・苦情担当

〇相談・苦情受付窓口（担当者）

生活相談員　河野　久了　　電話　　０７３８－３５－２５０５

〇受付時間　　毎週月曜日～金曜日

８：３０～１７：３０

〇第三者委員

杉浦　守（法人評議員)、池田　尚生・茶畑　公一（法人監事）

〇苦情解決責任者

小林　隆弘（法人理事長）

※県・市町村の介護保険担当課や下記の公的機関においても、苦情申し込みができます。

機関名	所在地	電話番号
和歌山県国民健康保険団体連合会	和歌山市吹上二丁目１番２２－501 号（日赤会館内）	０７３－４２７－４６６２
和歌山県福祉サービス運営適正化委員会	和歌山市手平２丁目１－２ 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛７階　社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会内	０７３－４３５－５５２７

令和　　年　　月　　日

通所介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明し、交付いたしました。

事業者

住所　　御坊市名田町野島１番地９

事業者名　　社会福祉法人　　博愛会

代表者氏名　　理事長　　小　林　隆　弘　　印

説明者　　所属　ゆら博愛園デイサービスセンター

氏名　　印

私は、契約書および本書面により、事業者から通所介護についての重要事項の説明を受け、了承し、交付、受領いたしました。

利用者

住所

氏名　　印

（代理人）

住所

氏名　　印